
平成18年第2回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成18年6月9日(金)

1. 議事日程第2号

平成18年6月9日(金) 午前10時開議

第 1 議案質疑(議案第78号から議案第106号、報告第1号)

第 2 上程議案並びに請願、陳情の委員会付託

(議案第78号から議案第106号、陳情1件)

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑(議案第78号から議案第106号、報告第1号)

日程第 2 上程議案並びに請願、陳情の委員会付託

(議案第78号から議案第106号、陳情1件)

出席議員(19名)

1 番	宿 利 俊 行	2 番	清 藤 一 憲
3 番	松 本 義 臣	4 番	高 田 修 治
5 番	秦 時 雄	6 番	湯 浅 至
7 番	江 藤 徳 美	8 番	藤 野 修 二
9 番	藤 本 勝 美	10 番	日 隈 久美男
11 番	佐 藤 健次郎	12 番	後 藤 勲
13 番	穴 井 丈 洋	14 番	神 田 義 彦
15 番	安 達 宏 彦	16 番	片 山 博 雅
17 番	繁 田 弘 司	19 番	小 野 菊 男
20 番	横 山 富 夫		

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 高倉 益雄 議事係長 穴井 陸明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林 公明	助役	日隈 紀生
教育長	西野 重正	総務課長 兼自治振興室長	小幡 岳久
企画財政課長	秋吉 徹成	税務課長	大塚 章雄
福祉保健課長	松山 照夫	住民課長	中尾 拓
建設課長	合原 正則	農林課長	佐藤 左俊
農林課参事兼 農業委員会 事務局長	小川 敬文	商工観光課長	河島 広太郎
水道課長	麻生 長三郎	会計課長	日隈 駿一
人権・同和对策 室長兼隣保館長	大蔵 喜久男	学校教育課長	坪井 万里
社会教育課長 兼中央公民館長	芝原 哲夫	社会教育課参事	宿利 博実
わらべの館館長	酒井 恵一郎	行政係長	村木 賢二

午前10時00分開議

○議長（横山富夫君） おはようございます。

ただ今の出席議員は19名であります。会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩をいたします。議員の皆様方は控え室へ、執行部の方はしばらくお待ちください。

午前10時00分 休憩

△

午前10時31分 再開

○議長（横山富夫君） 再開します。

日程第1 議案質疑

○議長（横山富夫君） 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集39ページをお開きください。

議案第78号、メルヘンの森スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

議案第78号の質疑を終わります。

次に、議案集41ページをお開きください。

議案第79号、玖珠町障害者介護給付費等認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番 秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） 議案79号は、いよいよ自立支援法が10月1日から実質実施されるということになっておりますけども、その障害者の方々のその給付費のですね、その支給の決定を行う機関ということで伺っておりますけども、この審査会の方々ちゅうのは、どういうところから選出をされるのでありますか。それをお聞きします。

○議長（横山富夫君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） お答えいたします。

これはですね、委員の定数3人となっております。これは外科医1名、精神科医1名、それから保健師から1名ということになってます。保健師もOBを含めてですね、そういう中から選定をしております。

以上でございます。

○議長（横山富夫君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案第79号の質疑を終わります。

次に、議案集42ページをお開きください。

議案第80号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案第80号の質疑を終わります。

次に、43ページです。

議案第81号、玖珠町使用料条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

15番安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） 本来なら78号のときにお聞きをするとが当たり前だったと思いますが、このホッケー場、特にこの町民がですね、こぞって使える運動場ではない。まあ料金をこういうふうに設定をしておりますが、ほとんど玖珠で使えるというのは、玖珠高、森高、玖珠クラブの4チームあるかなあ、まあ子どもさんたちも使えることもありましようが、この設定をですね、この後にも、指定者管理制度がありますが、この使えるのをですね、町が貸したりあげたりというような管理をですねするんじゃないかと、これできて国体後のことは分かりませんが、以前からこういうのを県、森高か、玖珠高、県の方に委託をしてですね、管理をしていただいたらどうかと思っておったんですが、町がこういう条例よってこれやると。まああまり使わないんじゃないかなと思いますが、そういうお考えがあるかないか。ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（横山富夫君） 宿利社会教育課参事。

○社会教育課参事（宿利博実君） 使用料条例の金額のご質問ではなかったんですが、管理についてでありますけども、管理につきましては、国体開催年までは十分に整備、それから開催が成功裡に進むように直営という方向でいま考えておりますし、開催年以降につきましては、指定管理者制度等を導入をしたいと考えております。

それから、ちょうど81号の議案でしたので、使用料等につきましては、現在九州の人工芝のホッケー場を持っております熊本県の小国町、鹿児島県の樋脇町の使用料を参考に制定をさせていただいております。

以上であります。

○議長（横山富夫君） ほかに質疑ありませんか。

8番藤野修二君。

○8番（藤野修二君） 藤野修二です。この使用料ということではございませんけれども、この施設に関しての年間の維持管理費はどのくらいを考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（横山富夫君） 宿利社会教育課参事。

○社会教育課参事（宿利博実君） 今手元の方にその金額のを持ってきておりませんが、通常の電気料を今考えております。水につきましては、湧水の方を浄化しまして使用しますので、水道料はかかりませんが、その浄化する電気料が主になろうかと思ひます。

後で資料の方お渡しをしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（横山富夫君） ほかに質疑ありませんか。

(な し)

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案第81号の質疑を終わります。

次に、議案集44ページをお開きください。

議案第82号、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） 5番秦です。

この議案第82号は、実質的に国民健康保険税の値上げということになるかと思いますが、下の理由におきましては、国保制度の維持とこの保険制度の健全化を図るというふうに書かれておりますが、具体的にですね、数値をこうだからこうであるというですね、まあ、数値を述べていただくと、私たちわかりやすいんですけども。

○議長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） それではお答えをいたします。

今回の改定によりまして、保険税につきましては、医療分が18.3%のアップになります。金額にしまして8,857万1,000円の増になります。それから介護分でございますが、介護分は33.5%のアップで、1,333万7,000円増、計1億190万8,000円の増を見込んでおります。

以上です。

○議長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 後ほど詳しいデータにつきましては、差しあげたいと思います。実際概算で1億5,000万ぐらいの不足が生じるということでございまして、税の収入見込み、それから医療費の伸び等も推計しまして、今回の値上げに至ったというわけでございます。

○議長（横山富夫君） ほかに質疑ありませんか。

3番松本義臣君。

○3番（松本義臣君） ここに第3条中、第4条中、5条中とこういうふうにあります。だいたい率が全部上がってます。それで第4条中の100分の25を100分の20という改める。これはたぶん資産割のことだと思いますが、この資産、国民健康保険税の算出の場合、応益割、応能割、こういったふうで形の中でやっていくと思いますが、いまから、市がほとんどになってきます。そういうふうで将来は、やっぱり応益割の方に重点を置くのかなあと。そういうふうで将来の展望か、そういったのがあればお聞きをしたいと思います。

○議長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 将来におきましても、応益割、応能割は、50対50にしたいと思っています。

それから資産割でございますが、近年の固定資産等におきます、固定資産を持っていても

収入が上がらないというふう現状から、県下の市町村の状況見てみましても資産割を課税してないところが大多数でございます。そういうことから、玖珠町においても暫時下げていきたいと思っているところでございます。

○議長（横山富夫君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案第82号の質疑を終わります。

次に、45ページです。

議案第83号、辺地（日出生辺地）に係る総合整備計画の策定について質疑を行います。

計画書は別冊となっています。1ページです。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案83号の質疑を終わります。

次に、議案集46ページをお開きください。

議案第84号、辺地（片草辺地）に係る総合整備計画の策定について質疑を行います。

計画書は別冊となっています。3ページです。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案第84号の質疑を終わります。

次、47ページです。

議案第85号、辺地（古後辺地）に係る総合整備計画の策定について質疑を行います。

計画書は別冊となっています。5ページです。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案第85号の質疑を終わります。

次に、議案集48ページをお開きください。

議案第86号、辺地（大野原辺地）に係る総合整備計画の策定について質疑を行います。

計画書は別冊となっています。7ページです。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案第86号の質疑を終わります。

次、49ページです。

議案第87号、辺地（鏡辺地）に係る総合整備計画の策定について質疑を行います。

計画書は別冊となっています。9ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(横山富夫君) 質疑なしと認めます。議案第87号の質疑を終わります。

次に、議案集50ページをお開きください。

議案第88号、玖珠町老人福祉センターの指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番湯浅 至君。

○6番(湯浅 至君) 6番湯浅でございます。いまからこれから後、指定管理者の指定についてずっと続きますのでちょっとご質問をしますが、指定管理者を指定するのは、2つの方法というかあったと思います。手を挙げるというか、希望者があってそれを審査するのと、町長が指定するのがあります。いまから全部町長が指定をしてる分だと思えますが、どこか手を挙げた、やりたいというようなところがありましたでしょうか。

そのことについて質問します。

○議長(横山富夫君) 小幡総務課長。

○総務課長兼自治振興室長(小幡岳久君) お答えをいたします。

現実、あの指定管理を自らやりたいというところは、なかったように伺っております。

○議長(横山富夫君) ほかにありませんか。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(横山富夫君) 質疑なしと認めます。議案第88号の質疑を終わります。

次、51ページです。

議案第89号、玖珠町立くすのき保育園の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番高田修治君。

○4番(高田修治君) 指定期間がくすのき保育園だけ短いわけでありまして。これは、特別自治委員会のときの開発の関係かなとか思っておりますが、そういう意図があるのかどうか、お尋ねします。

○議長(横山富夫君) 松山保健福祉課長。

○福祉保健課長(松山照夫君) これは、今行革の推進を図っておりますが、幼稚園、保育園のそれから民営化ということも掲載しておりますから、こうしたものをにらみ合わせてこの期限にしております。

○議長(横山富夫君) ほかにありませんか。

(な し)

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案第89号の質疑を終わります。

次に、議案集52ページをお開きください。

議案第90号、玖珠町森林とのふれあい施設の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案第90号の質疑を終わります。

次に、53ページです。

議案第91号、玖珠町有機センターの指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案第91号の質疑を終わります。

次に議案集54ページをお開きください。

議案第92号、玖珠町立羽田農産物共同販売施設の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案第92号の質疑を終わります。

次、55ページです。

議案第93号、玖珠町立羽田農産物加工施設の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案第93号の質疑を終わります。

次に議案集56ページをお開きください。

議案第94号、宇戸農畜産物加工施設の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案第94号の質疑を終わります。

次、57ページです。

議案第95号、東奥山農産物共同販売施設の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案第95号の質疑を終わります。

次に議案集58ページをお開きください。

議案第96号、玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくすの指定管理者の指定について質疑を行

います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(横山富夫君) 質疑なしと認めます。議案第96号の質疑を終わります。

次に59ページです。

議案第97号、玖珠町農村都市交流施設三日月の滝公園の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(横山富夫君) 質疑なしと認めます。議案第97号の質疑を終わります。

次に議案集60ページをお開きください。

議案第98号、玖珠町鹿倉休憩舎の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(横山富夫君) 質疑なしと認めます。議案第98号の質疑を終わります。

次に61ページです。

議案第99号、玖珠町観光物産館の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(横山富夫君) 質疑なしと認めます。議案第99号の質疑を終わります。

次に議案集62ページをお開きください。

議案第100号、玖珠町自治公民館の指定管理者の指定について質疑を行います。

6番湯浅 至君。

○6番(湯浅 至君) 6番湯浅 至でございます。

これは、各地域の公民館を指定してるものだと思いますが、それぞれ指定管理者が自治委員になってると思います。期間がこれ5年間となっておりますが、自治委員は途中で替わりますので、替わる都度名前を変えていくのか。もしくは、この代表は個人名じゃなくて、自治委員という名称では使えないのか、についてお伺いしたいと思います。

○議長(横山富夫君) 芝原社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長(芝原哲夫君) それではお答えします。

協定者が個人でなくということで、すいません。代表者の件でありますけど、一応自治委員等は限りませんで、自治地区代表ということで協定者が個人ではありませんで、自治区代表として協定しておりますので、途中代表者が交替しても、自治区代表ということで協定しておりますの

で問題はないと思います。それで他の市町村もそのようにしております。

以上です。

○議長（横山富夫君） 6番湯浅 至君。

○6番（湯浅 至君） 5年間はもうこの人がやるということで理解してよろしいんですか。

○議長（横山富夫君） 芝原社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（芝原哲夫君） はい、もし交替してもですね、自治区代表として協定をしておりますので、5年間は変わりません。

○議長（横山富夫君） 6番湯浅 至君。

○6番（湯浅 至君） これ本人承知をしておりますかね。

○議長（横山富夫君） 芝原社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（芝原哲夫君） 各地区に説明会に行きまして、承知をしております。

○6番（湯浅 至君） はい、分かりました。

○議長（横山富夫君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案第100号の質疑を終わります。

次に議案集74ページをお開きください。

議案第101号、日出生北部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案第101号の質疑を終わります。

次に75ページです。

議案第102号、日出生南部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案第102号の質疑を終わります。

次に議案集76ページをお開きください。

議案第103号、大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案第103号の質疑を終わります。

次に議案第104号、平成18年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）について、別冊になっております。一般会計補正予算案書（第1号）をお出してください。

2ページ、第1表 歳入歳出予算補正3ページまで質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 次に4ページ、第2表 債務負担行為補正について、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 次に6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書歳入歳出から、13ページ歳入歳出最後まで質疑ありませんか。

3番松本義臣君。

○3番（松本義臣君） 3番松本です。10ページをお願いします。10ページの4款、1項、1目、19の負担金、補助及び交付金ドクターヘリ運航経費の負担金です。これ今現在使われております大分県下や県の中で防災ヘリ等の併用だと思っておりますが、これがまた詳しいことについてはまた後日お尋ねしますが、今日は、この36万の負担金の算出の基礎、それからドクターといいますから、どこかの病院にですね、一応運ぶことになりましようが、玖珠町は、こういったところに搬送するか、そういったところが分かればお知らせをお願いします。

○議長（横山富夫君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） お答えいたします。

この算出基礎は、その前にちょっと若干説明しますが、これは久留米医大が現在福岡県及び佐賀県と協定結んでるドクターヘリを大分県と協定をして、大分県の中の日田、玖珠、中津地区もそのエリアに入れようということでありまして、この算出基礎は17年度の大体運航経費、搭乗医師、そうしたものの経費が大体1億6,900万ほどだいたいかかっておるといことでありますから、これを都道府県が2分の1を負担をしましよう。そしてその残りをまた県と該当町村が2分の1持ちましようということ、算出をしてだいたい1回が12万円ほど経費がかかる、負担をしなければならぬということになっております。

これまで過去の実績では、玖珠郡で、年に1件程度あるなしということを知っております。勿論数例これまであったようでありますから、3件分計上して、36万ほど一応計上しております。

以上でございます。

それから搬送はですね、これは事故現場から事故現場から救急隊員の要請に基づいてドクターヘリが飛ぶようになってます。それから久留米医大の方に搬送するということが原則基本になります。

で、場合によっては、一般病院とか第2次救急医療機関の済生会から飛ぶ場合もあろうかとい

うふうには聞いております。

以上です。

○3 番（松本義臣君） はい、分かりました。

○議 長（横山富夫君） ほかに質疑ございませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案第104号質疑を終わります。

次に議案第105号、平成18年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、別冊になっております。特別会計補正予算書（第1号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。議案第105号の質疑を終わります。

次に、議案第106号、平成18年度玖珠町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、別冊になっております。特別会計補正予算書（第1号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

議案第106号の質疑を終わります。

次に議案集に戻ります。

議案集最後のページをお開きください。

報告第1号、平成17年度玖珠町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑並びに報告の質疑を終わります。

日程第2 上程議案並びに請願、陳情、要請の委員会付託

○議 長（横山富夫君） 日程第2、これより上程議案並びに請願、陳情の委員会付託を行います。

おはかりします。

議案第78号から議案第106号までの29議案については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しています付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託をしたいと思いますが、

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号から議案第106号までの29議案は、付託表のとおりそれぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決しました。

次に、陳情1件について、会議規則第92条並びに第95条の規定によりお手元に配付しています付託表のとおり、常任委員会に審査の付託をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情1件については、付託表のとおり常任委員会に審査の付託をすることに決しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

おはかりします。

明日10日から12日まで休会、13日、14日は一般質問を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、明日10日から12日までは休会、13、14は、一般質問とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時03分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年6月9日

玖珠町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員